

道路運送法第 9 条第 4 項及び同法施行規則第 9 条第 2 項に掲げる
協議が調っていることの証明書（案）

徳島市地域公共交通会議運賃等協議分科会において、下記事項に関し、協議
が調ったことを証明する。

記

- 1 協議が調っている路線又は営業区域
別紙「徳島市交通局路線における企画乗車券の設定」のとおり
- 2 協議が調っている乗車券の設定について
別紙「徳島市交通局路線における企画乗車券の設定」のとおり
- 3 実施予定日
令和 7 年 7 月 1 8 日
- 4 適用する期間又は区間その他の条件を付す場合には、その条件
別紙「徳島市交通局路線における企画乗車券の設定」のとおり
- 5 運賃を定める一般乗合旅客自動車運送事業者の氏名又は名称
徳島市交通局 局長 尾崎 覚

令和 7 年 6 月 日
徳島市地域公共交通会議運賃等協議分科会
会 長 浦 聡 明

徳島市交通局路線における企画乗車券の設定

対象事業	対象者	協議が必要な 運賃額	期間	備考	依頼元 (事業実施主体)
夏休みこども 1日フリー乗車券	中学生 小学生	200円(大人) 100円(小児)	事業実施主体から指定された事業 実施期間(夏季休業期間)	徳島バス㈱、交通局が運 行する全路線(※)	徳島県交通政策課、 徳島地区渋滞対策推進 協議会

※ 徳島バスの高速バス、空港リムジンバス等を除く

注記 同様の運賃で実施する企画乗車券の場合、今後の協議は省略する